

長期にわたる病気等のために定期の予防接種を受けることができず対象年齢を過ぎてしまった人への接種機会のお知らせ

予防接種法施行令の改正により、次の要件に該当する場合は、接種対象年齢を過ぎても、定期の予防接種として接種できるようになりました。
※一部年齢制限があります。
希望される人は、四條畷市立保健センターまでお問い合わせください。



接種対象者

長期にわたり療養を必要とする病気にかかるなど特別な事情（下記①～③）によりやむを得ず定期の予防接種が受けられなかった市民

- ① 予防接種法施行規則で定める病気にかかったこと（病気の例が裏面参照）
- ② 臓器移植術を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと
- ③ 医学的知見に基づき、①または②に準ずると認められるもの

接種期間

特別の事情がなくなると認められる日から起算して2年以内（高齢者肺炎球菌ワクチンについては1年以内）

※BCGワクチンは4歳、ヒブワクチンは10歳、小児用肺炎球菌ワクチンは6歳、4種混合ワクチンは15歳までの年齢制限あり

※ロタウイルスワクチンは、長期療養特例の対象外です。

申請手順

- 1 保健センターまたは、四條畷市ホームページから必要書類を入手
 - ・「定期の予防接種（特例措置）接種券申請書」
 - ・「主治医意見書」



- 2 必要事項を記入、主治医に意見書をもらう

- 3 接種歴がわかるもの（母子健康手帳等）の写しとともに保健センターに提出

- 4 定期の予防接種（特例措置）接種券の発行を受ける

- 5 医療機関に事前に予約し、接種を受ける
※接種券および母子健康手帳を持参のこと



四條畷市立保健センター
TEL:072-877-1231
FAX:072-877-6963